

島原市景観計画

長 崎 県 島 原 市

施行日 平成21年9月 1日

目 次

はじめに	1
第 1 章 景観計画の区域	2
1. 景観計画の区域	2
第 2 章 良好な景観の形成に関する方針	3
1. 景観形成の目標	3
2. 景観形成の方針	3
第 3 章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	4
1. 行為制限（景観形成基準）	4
2. 条例で定める届出対象行為	5
3. 条例で定める特定届出対象行為	5
第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	6
1. 景観重要建造物の指定の方針	6
2. 景観重要樹木の指定の方針	6

はじめに

島原市の景観形成、保全を目的としたまちづくりへの取り組みは、昭和59年に建設省の地域住宅計画（HOPE計画）のモデル都市に選定され、「わが家でも水と緑のまちづくり」を基本理念とした「島原市HOPE計画」を策定したことに始まります。

具体的には、昭和62年に「まち並景観賞」を創設し、住民による住宅の新築や保全を目的とした増改築を顕彰することで、島原の歴史、自然等により育まれたまち並景観の向上や住民の意識高揚を図ってきました。

平成8年からは建設省住宅局の「街なみ環境整備事業」を、平成12年からは同事業を活用した個人住宅の修景助成を、さらには平成15年からは長崎県の「美しいまちづくり推進事業」を活用した屋外広告物の設置、改修に対する助成制度を追加し、平成16年から県のまちづくり景観資産に登録された歴史的建造物に対して、その保全費用について助成を行っているところです。

国においては平成16年12月に景観法が施行され、これまで景観施策を積極的に取り組んできた地方自治体の景観自主条例を、「景観計画」及び「景観法委任条例」を定めることで補完することとし、全国規模でそれぞれの地域の特性を生かした景観づくりが推進されることとなりました。そこで、島原市では平成20年3月26日に景観行政団体となり、ふるさと島原の景観特性を生かした景観施策を推進することとしたところです。

良好な景観、すばらしい風景は私たち島原市民にうるおいや豊かさ、ゆとりを与えるばかりでなく、訪れる人々をも魅了し、ともにふるさと島原への思いを共有、共感させてくれるものと考えております。

本計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により景観計画として定めるべき、「景観計画の区域」、「良好な景観の形成に関する方針」、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」などを定めたもので、これから本計画の策定を皮切りに、「城下町景観」および「湊町景観」をキーワードとしながら、ふるさと島原の景観、風景を守り育てるための「景観計画」を順次策定して参ります。

第1章 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号関係）

1. 景観計画の区域

島原市の歴史的文化遺産として、島原城と共に名高い武家屋敷は毎年多くの観光客が訪れ、往時を偲ばせてくれる。この武家屋敷は、島原城築城のとき、扶持取70石以下の武士たちの住宅団地として建設された。一屋敷は三畝（90坪・約300平方メートル）ずつに区切られ、住居は25坪ほどの藁葺き、屋敷内には藩命で梅・柿・蜜柑類・枇杷などの果樹を植えさせ、四季の果物が自給できるようになっていた。また通りの中央には豊かな湧水を引いた水路が設けられ、現在も生活用水として利用されている。

これまで、武家屋敷通りの風景、風情は、この通りを大切にしたい、後世まで残したいと思うこの地区の住民のまち並み保存活動により守られてきた。昭和39年に地区住民による協議会が設立され、昭和53年には石垣や家屋の新築・増改築のまち並み保存に関する住民協定が締結され、水路をはじめとした往時を偲ばせるすばらしい風景、風情が守られてきた。しかしながら、このような住民の思い、努力に反し、現在では、この通りの歴史的風景、風情に相応しくない建物が建ち始めている状況となっている。

このような状況を受け、本市では、「伝統的建造物群保存地区」の指定に向け、検討を進めているところであるが、併せてこの武家屋敷地区を景観計画区域（図-1）として定め、ふるさと島原の「誇り」、「宝」を守っていこうとするものである。

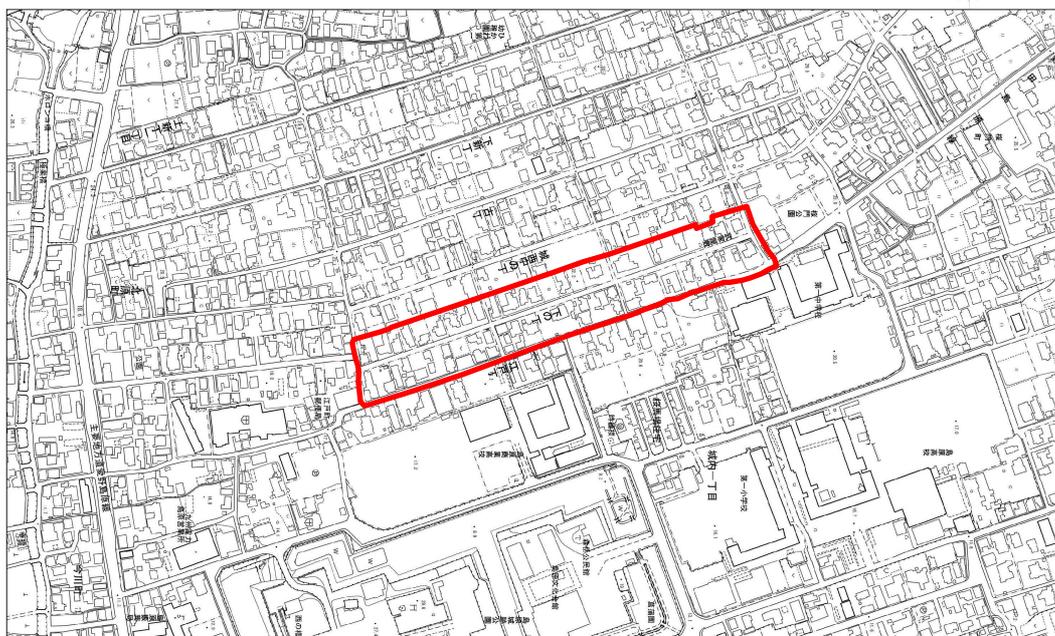


図-1 景観計画区域

第2章 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第2項第2号関係）

1. 景観形成の目標

- ・歴史的文化的資産を守る景観づくり

この地区の景観は、「城下町島原」という本市の個性を明らかに感じさせてくれ、先人が守り、残してきた歴史的文化的資産を今後も後世へと引き継ぐことが我々（住民、事業者、行政）の責務であることを認識するとともに、歴史的建造物はその保全に努め、それ以外の建造物や樹木については形態、意匠に配慮し、歴史的文化的景観の継承に努めるものとする。

2. 景観形成の方針

- ・歴史的文化的資産を守り、伝える

水路や石垣等の歴史的建造物についてはその保全に努めるものとし、それ以外の建造物や樹木については、歴史的文化的景観を損なわないよう形態、意匠に配慮することとする。

したがって、次章において具体的に行為制限（景観形成基準）について示しているが、対象行為としていない行為についても、この地区の歴史的風致に相応しいものとなるよう配慮に努めるものとする。

- 例)
- ・電柱、電線の少視界化
 - ・屋外広告物（案内板を含む。）の配慮

この地区については、本計画とともに文化庁の「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を将来的に目指し、景観法及び文化財保護法に基づき、ふるさとの景観を守り、育てていくこととする。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第3号関係)

1. 行為制限（景観形成基準）

行為制限（景観形成基準）は次の表のとおりとする。

届出対象行為	行為制限（景観形成基準）
<p>建築物（主屋、倉庫など）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>(規模) 新築、増築及び改築する際の最高の高さは10m以下とする。</p> <p>(壁面線) 前面道路境界（武家屋敷通りに限る。）より2m以上の後退及び植栽に努めるものとする。</p> <p>(形態意匠) 構造：和風木造を基本とし、2階建以下とする。 ただし、総2階建及び1階部に開放性の高い空間を設けることができない。</p> <p>屋根：5寸勾配、瓦葺きを基本とする。色彩、意匠については、伝統的和瓦の色彩（銀鼠等）、意匠とする。</p> <p>(外壁) 色彩：自然素材色を基調として低彩度若しくは無彩色のものとする。</p> <p>仕上げ：真壁造漆喰塗、ササラ子下見板張り、堅板張りなど</p> <p>※ なお、長崎県美しいまちづくり推進条例に係るまちづくり景観資産及び国、県、市の文化財に登録及び指定されている建築物の改築、修繕については、その構造上支障のない範囲において形態、意匠ともに現状維持に努めるものとする。</p>
<p>建築物（門）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>(規模) 新築、改築の必要が生じた際は、近隣の既存門と同等程度を基本とするが、極力設けないこととする。</p> <p>(形態意匠) 構造：和風木造とし、近隣の既存門と同等程度を基本とする。</p> <p>屋根：屋根を設ける場合は、軽易なものを基本とする。</p> <p>色彩：こげ茶とし、近隣の既存門と同等程度を基本とする。</p>
<p>工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>(規模及び形態意匠) 石垣：履歴を考慮した形式とし、岩種については島原石を使用するものとする。</p> <p>その他の工作物：歴史的風致に配慮し、極力設けないこととする。ただし、必要が生じた場合は、石垣より高くないようにするなど通りからの視界に配慮する。</p> <p>※ 既存石垣については、保全、復元に努めるものとし、原則、除却できないものとする。ただし、一部において前項の門を設置する場合においては、その限りでない。</p>

土地の形質の変更（開発行為を含む。）	土地の形質の変更は、極力避けるものとするが、行う場合は、敷地の履歴に配慮する。盛土および切土についても、極力避けることとし、必要が生じた際は最小限のものとする。
木竹の植栽又は伐採	通りから眺望できる木竹については管理上必要な最低限度の間伐、枝打ちのみ行えるものとし、皆伐は行ってはならない。ただし、原形復旧する場合においては、その限りでない。なお、植栽を行う場合においては、この地区の歴史的風致に配慮したものとする。
屋外における物件の堆積	通りから眺望できる範囲については、工事上必要な一定期間の物件の堆積を除き、廃棄物、再生資源等の堆積を行わないものとする。

【行為制限（景観形成基準）の考え方】

行為制限（景観形成基準）については、この地区の歴史的風致に相応しい保全、修景を行うための基本的な基準を示したものである。したがって、本表の基準の範囲以外であっても、この地区の歴史的風致を損なわないと認められる行為についてはその限りではない。

【施行日までの努力義務】

本景観計画（以下、「本計画」という。）の施行日前に構想・計画された届出対象行為であっても、その届出対象行為の着手日が本計画の施行日以降となるものについては、本計画の趣旨にかんがみ、本計画の行為制限の内容に努めるものとする。

2. 条例で定める届出対象行為

景観法第16条第1項第4号の規定により条例で定める届出対象行為は、次のとおりとする。

- 1) 土地の形質の変更…土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更
- 2) 木竹の植栽又は伐採
- 3) 屋外における物件の堆積…屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

3. 条例で定める特定届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により条例で定める特定届出対象行為は、次のとおりとする。

建築物及び工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※ なお、この行為について景観計画に定められた形態意匠に適合しないものについては、変更命令等を適用する場合がある。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第4号関係)

1. 景観重要建造物の指定の方針

歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している当該建造物の敷地、その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、かつ、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であるものを景観重要建造物として指定する。

2. 景観重要樹木の指定の方針

自然、歴史、文化等からみて、樹木様態が景観上の特徴を有しており、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見され、かつ、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であるものを景観重要樹木として指定する。

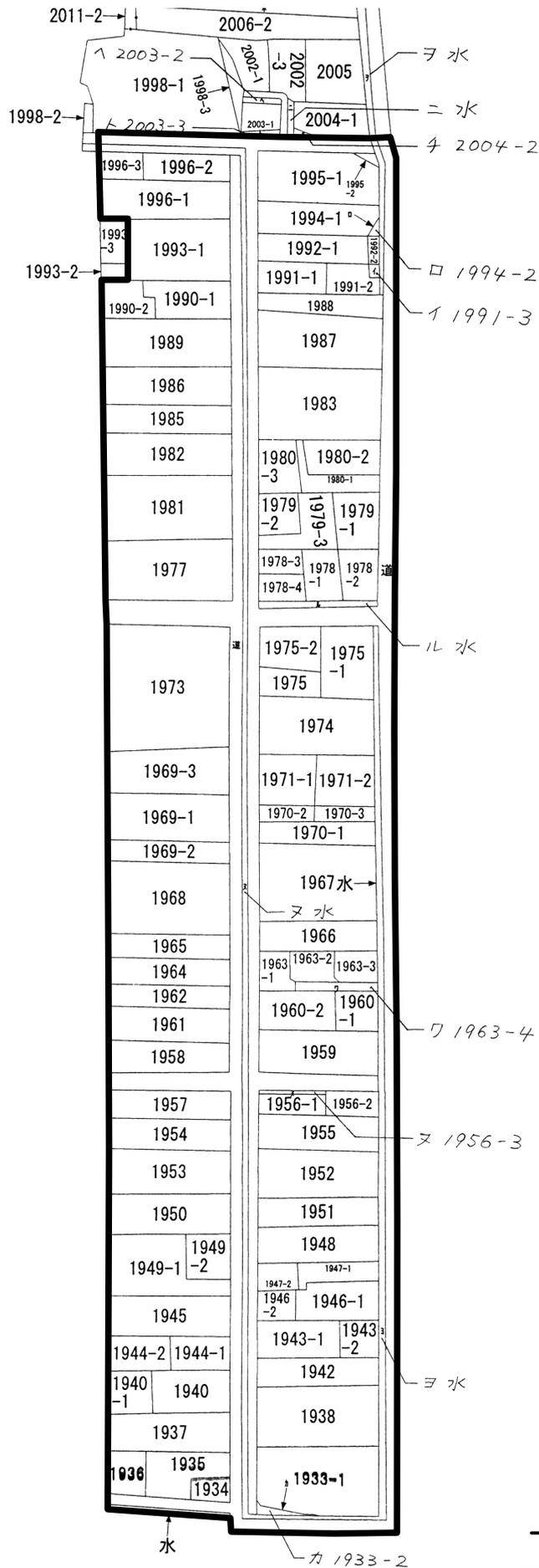
景観計画区域

S=1/2,500



景観計画区域





—— 景観計画区域

景観計画区域 字図